

指定医療機関開設者の皆様へ

平成26年7月1日より、指定医療機関制度が以下のとおり変更となります。

※ 施行に伴う経過措置

- ・ 現在（平成26年7月1日の法改正施行前）の生活保護法により指定を受けている病院、診療所、薬局、医師または歯科医師は、法改正の施行日（平成26年7月1日）において改正後の生活保護法の指定があったものとみなされます。（以下「みなし指定」という。）
- ・ ただし、みなし指定を受けた病院、診療所、薬局は、施行日から1年以内に改正後の法による申請をする必要があります、申請がない場合、指定の効力が失われます。

○指定要件及び指定取消し要件を明確化

- ・ 指定要件：保険医療機関であること、取り消し処分前に指定辞退がなされた場合に5年を経過していること、申請者が禁固刑以上の刑の執行（猶予）中でないこと 等
 - ・ 取消要件：保険医療機関でなくなったとき、診療報酬の請求に関し不正があったとき 等
- ※健康保険法による保険医療機関の指定が取り消された場合は、生活保護法による指定も取り消す扱いとなります。

○医療機関の指定について、有効期間（更新制）を導入（現在更新制ではない）

- ・ 6年間ごとに更新の申請が必要となります。
- ・ 負担軽減の観点から、一部の診療所等については更新の申請は不要です。
(指定医療機関の指定を受けた日から、おおむね当該開設者である医師若しくは薬剤師のみが診療や調剤しているもの又はその家族のみが診療若しくは調剤に従事しているものについてはその指定の効力を失う日前6月から同日前3月までに別段の申出がないときは、更新の申請があったものとみなされ、更新申請の必要はありません。)
- ・ 初回の更新は、6年後ではなく、当該指定医療機関の健康保険法による指定の効力が失われる日までに行わなければなりません。ただし、平成27年6月30日までに健康保険法による指定期限が到来する場合は、当該日から6年を経過する日までに更新申請を行うこととなります。

[介護機関の指定について]

改正後の生活保護法では、介護保険法の指定があったときに指定介護機関の指定を受けたものとみなされますので、生活保護法に基づく申請は必要ありません。ただし、当該介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く）が別段の申し出をしたときはこの限りではありません。

一部改正前（平成26年7月1日の改正法施行前）の生活保護法により指定を受けている指定介護機関は、施行日において改正後の生活保護法の指定があったものとみなされます。

※改正法による申請等の手続きの必要はありません。

[不適切な事案等への対応強化]（医療機関及び介護機関とも同様）

○過去の不正事案への対応

指定医療機関等の管理者等であった者についても、報告徴収や検査等の対象となります。

○不正利得に対する徴収金

偽りその他不正な手段により医療等の給付に要する費用の支弁を受けた指定医療機関等に対しては、その返還させるべき額のほか、100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することが出来るようになります。

○指導体制の強化（国による指導）

県が指定した医療機関等に対し、国（地方厚生局）による指導等も実施できるようになります。